インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 平成30年7月30日)

					(內谷現在 平成30年/月	<u> </u>
No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	232	ページ番号 232 3. 国保連合会は、提出された情報(<u>※1)</u> より、高額計算に必要な各種給付実績を抽出する。・・・ 4.・・・高額障害児給付費支給申請書を受給者に送付する。 ※1:・・・ ①高額介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。	1	232	ページ番号 232 3. 国保連合会は、提出された情報より、高額計算に必要な各種給付実績(※1)を抽出する。・・・ 4.・・・高額障害児給付費支給申請書を受給者に送付する。(※3) ※1:・・・ ①高額介護(予防)サービス費、高額介護(予防)サービス費(年額)及び高額医療合算介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。 ※3	1
2	233	ページ番号 233 市町村→受給者 送付		233	を追加 ページ番号 233 市町村→受給者 送付 <u>※1</u> ※1 を追加	1
3	235-1	ページ番号 235-1 3.・・・高額障害福祉サービス等 給付費支給申請書(施行令第四 十三条の五第六項)を受給者に 送付する。 ※1:・・・ ①高額介護サービス費を算定した 後の介護保険の給付実績をすべ て保有していること。	1	235-1	ページ番号 235-1 3.・・・高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(施行令第四十三条の五第六項)を受給者に送付する。(※3) ※1:・・・ ①高額介護(予防)サービス費(年額)及び高額医療合算介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。 ※3 を追加	1
4	235-2	ページ番号 235-2 市町村→受給者 送付	1	235-2	ページ番号 235-2 市町村→受給者 送付 <u>※4</u> <u>※4</u> を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
5				242 243	ページ番号 242、243 項番13の備考 ※1 を追加 項番28 高額介護サービス費支給額 項番29 高額介護サービス費(年額)等種 別区分 項番30 高額介護サービス費(年額)支給 額項番31 補正済自己負担額情報有無区分 項番32 高額医療合算介護サービス費支 給額 を追加 ※1 ※2 を追加	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
6				251-1 ~ 251-3	<u>額</u>	3
					<u>※2</u> を追加	
7				251-12 251-13	ページ番号 251-12、251- 13 項番13の備考 <u>※1</u> を追加 項番28 <u>高額介護サービス費(年額)等種</u> <u>別区分</u> を追加 <u>※1</u> ※2 を追加	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
8	253	ページ番号 253 ①(1)(2)で記載した内容が国保連合会に揃っている場合に正しい高額計算を行うことができる。 (市町村において介護保険理を強力できるのできるのできるのできるのできるのできるのでは、本では、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のでででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のででは、本のでは、本の	1	253	ページ番号 253 ①(1)(2)で記載した内容が国保連合会に揃っている場合に正しい高額計算を行うことができる。 (市町村において介護保険の高額介護サービス費支給付実種を換入できるのできるのできるのできるのでは、ない場合(給付実をでのでは、高額介護(予防)サービる場合に提出している場合に提出している場合に提出している。 ※2:都道府県等が、障害児給っている。 ※2:都道府県等が、障害児給っているのででである。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
9	ページ	ページ番号 253-1 なお、過誤等により再度高額計算を実施し、既に支給された金額より低くなり今回の支給額がマイナスとなる場合は、国保連合会にし出力有無を申し出力を支給できる。その場合は以下の通り。 出るには以下の通り。 出力帳票等イービス費給付のお知らせ情報 高額障害福祉サービス等給付のお知らせ情報(施行令第四十三条の五第六項)高額障害児給付費給付のお知ら	1	253-1	ページ番号 253-1 なお、過誤、高額介護(予防)サービス費(年額)及び高額医療合算 介護サービス費の支給等により再度高額計算を実施し、既に支給された金額より低くなり今回の支給額がマイナスとなる場合があるため、国保連合会にマイナス支給額の出力有無を申し出ること。その場合の出力内容は以下の通り。 出力帳票等/高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報(施行令第四十三条の五第六項)高額障害児給付費給付のお知ら	1
		十三条の五第六項) 高額障害児給付費給付対象者一 覧表 /国保連合会への申し出内容 /マイナス支給額を出力する 〇			十三条の五第六頃) 高額障害児給付費給付対象者一 覧表 /国保連合会への申し出内容 /マイナス支給額を出力する 〇(※1) ※1 を追加 ページ番号 254	
10	254	出力帳票等/ 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定者) 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費支給(不要協付費支給(不支給)決定者)(施行令第四十三条の五第六項) 外字空白印字リスト(高額障害児給付費支給(不支給)決定者) /国保連合会への申し出内容/マイナス支給額を出力する 〇(<u>※1)</u>	1	254	出力帳票等/ 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定者) 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定者)(施行令第四十三条の五第六項) 外字空白印字リスト(高額障害児給付費支給(不支給)決定者) /国保連合会への申し出内容/マイナス支給額を出力する 〇	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
11	292-3	ページ番号 292-3 ※3:借受けの場合、初回は <u>購入</u> 時と同様に、支給決定した年月を 設定する。2月目以降は、 <u>申請者</u> または代理受領を行う事業所から の請求をもって、借受けに係る補 装具費を支給した年月を設定する。	1	292-3	ページ番号 292-3 ※3:借受けの場合、初回は <u>開始</u> 年月を設定する。2月目以降は、 <u>当該請求に対する借受けを行っ</u> た年月を設定する。最終月は終了 年月を設定する。	1